

様式第8号（第9条関係）

指名停止措置（~~変更~~・~~解除~~）の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
株式会社タナカ	茨城県土浦市藤沢3495-1	3-00370

2 指名停止措置期間

令和4年5月30日～令和4年8月29日（3ヶ月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品・役務調達契約

4 事実概要

当該業者は、日本年金機構が発注する入札等に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者として、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止の理由（~~変更~~・~~解除~~）

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成29年要領第4号）別表第8号に該当すると認められる。

なお、同社は、課徴金納付命令を受け令和4年5月18日に納付していることから、同要領第3条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

様式第8号（第9条関係）

指名停止措置（変更・解除）の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
ナカバヤシ株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東1-20	3-00514

2 指名停止措置期間

令和4年5月30日～令和4年8月29日（3ヶ月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品・役務調達契約

4 事実概要

当該業者は、日本年金機構が発注する入札等に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者として、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金納付減免制度の適用）を受けた。

5 指名停止の理由（変更・解除）

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成29年要領第4号）別表第8号に該当すると認められる。

なお、当該業者は、課徴金納付減免制度の適用を受けていることから、同要領第3条を適用して、指名停止期間を2分の1としている。

<茨城町物品調達等登録業者指名停止基準 別表>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地

電話 029-297-5005（ダイヤルイン）